

令和4年6月1日

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 御中

東京国税局 課税第一部
個人課税課 大関 吉則

消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知等について

平素から税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が施行されることとなっています。

インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要となり、売手としてインボイスの交付を行うためには令和3年10月から開始されている「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となるといった変更点がございます。

つきましては、制度開始に向けて制度の内容を御理解いただき、事業者の方々の円滑な準備のために、以下の3点について御協力賜れば幸いです。

1 登録申請開始に関する会員への案内

国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」内に「適格請求書発行事業者」の登録申請手続を掲載しております。同サイト内には、事業者の方の制度理解に資する資料や国税庁・税務署が主催するどなたでも参加可能な説明会の御案内等も掲載しています。また、一般的な御質問を受け付けるフリーダイヤルも開設しております。

令和3年10月に登録申請が開始している旨とあわせて、これらの資料等を会員へ御案内いただけますと幸いです。

2 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」について

免税事業者やその取引先の対応に関して、消費税法だけでなく独占禁止法及び下請法、建設業法といった関係法令に基づいて「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」をとりまとめて公表しています。

また、これらの関係法令における個別事例等の問い合わせについては相談窓口がございます。

裏面に記載されている各省庁URLにも記載しておりますので、会員へ御案内いただき、引き続き関係法令が遵守されるよう周知をお願いいたします。

3 中小企業等に向けた支援措置等

令和3年度補正予算において、インボイス制度への対応に向けたIT導入補助金や持続化補助金といった予算措置が講じられています。多くの中小事業者やその取引先に御活用いただけるよう、裏面に記載されているURLについて、会員へ周知をお願いいたします。

(担当者)

杉並税務署 個人課税部門 特別記帳指導官 新田 美穂子
所在地 東京都杉並区成田東4-15-8
電話番号 03-3313-1131 (内線112)

<制度に関する各種御案内>

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 知っていますか？インボイス制度（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-063.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

<免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A>

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

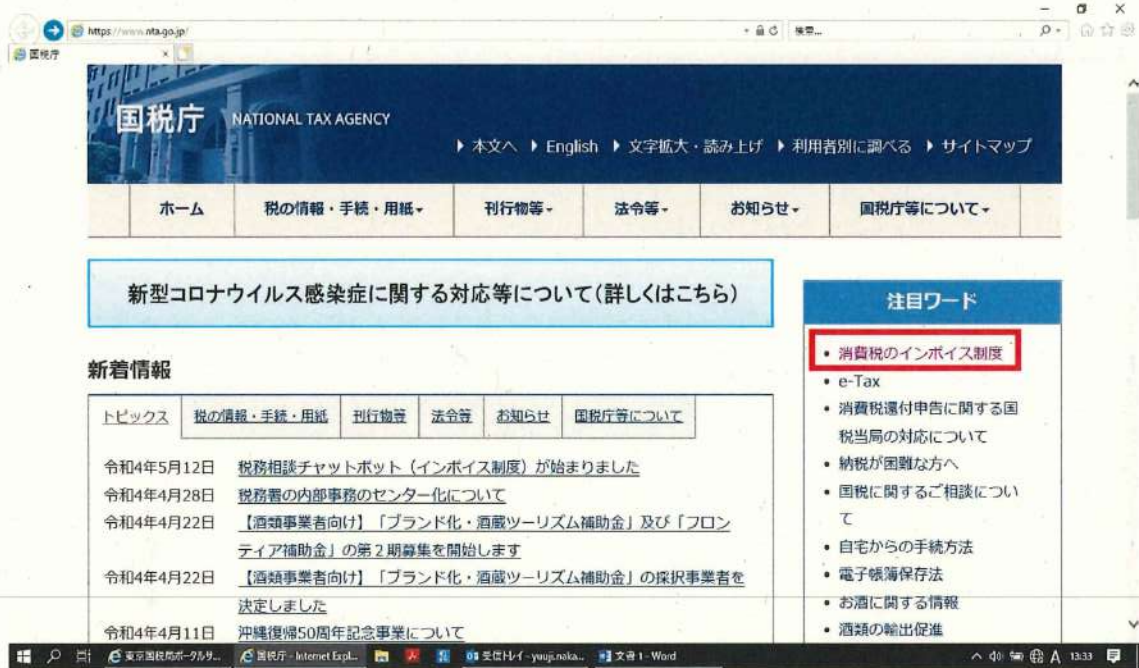
※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

<中小企業等に向けた支援措置>

【中小企業庁 生産性革命推進事業】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf

○ 国税庁ホームページ（トップ画面）



○ 消費税インボイス制度公表サイト



○ インボイス制度説明会

国税庁 ×

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

▶ 本文へ ▶ English ▶ 文字拡大・読み上げ ▶ 利用者別に調べる ▶ サイトマップ

ホーム 税の情報・手続・用紙 刊行物等 法令等 お知らせ 国税庁等について

[ホーム](#) [国税庁等について](#) [組織（国税局・税務署等）](#) [東京国税局](#) [インボイス制度説明会](#)

インボイス制度説明会

インボイス制度の説明会について

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。全国の国税局・税務署で、各種説明会等を開催しております。ご希望に応じてお申込みください。

登録申請相談会

登録申請手続が良く分からないという方向けに、インボイス制度の概要をご説明した後、登録申請手続をお手伝いいたします。

開催日程は以下のとおりです。

- [千葉県 \(Excel/28KB\)](#)
- [東京都 \(Excel/43KB\)](#)
- [神奈川県 \(Excel/28KB\)](#)
- [山梨県 \(Excel/23KB\)](#)

インボイス制度の説明会

○インボイス制度の説明会

インボイス制度の概要をご説明します。
※「開催日程一覧表」上、課税事業者向けと題しているものも該当します。

○インボイス制度の説明会～消費税の仕組みから知りたい方向け～

消費税の基本的な仕組みからインボイス制度の概要までをご説明します。
※「開催日程一覧表」上、免税事業者向けと題しているものも該当します。
開催日程は以下のとおりです。

- [千葉県 \(Excel/46KB\)](#)
- [東京都 \(Excel/141KB\)](#)
- [神奈川県 \(Excel/60KB\)](#)
- [山梨県 \(Excel/24KB\)](#)

- ※ 説明会の開催予定は随時更新しています。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により説明会の開催を延期又は中止する場合がございます。
- ※ なお、延期等となる場合はご登録いただいた連絡先へ電話により連絡させていただきます。
- ※ 説明会に参加の際は、マスクの着用をお願いします。

[このページの先頭へ](#)

国税庁等について

- 国税庁の概要
- 組織（国税局・税務署等）
 - 税務署の所在地などを知りたい方
 - 札幌国税局
 - 仙台国税局
 - 関東信越国税局
 - 東京国税局
 - 金沢国税局
 - 名古屋国税局
 - 大阪国税局
 - 広島国税局
 - 高松国税局
 - 福岡国税局
 - 熊本国税局
 - 沖縄国税事務所
 - 税務大学校

コールセンター

- 採用情報
- 国税庁の実績評価
- 審議会・研究会等
- 情報公開

事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

登録申請

受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax

をご利用ください！！



「e-Taxソフト(WEB版)」、[e-Taxソフト(SP版)]をご利用
いただくと質問に回答していくことで申請が可能



e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が
可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」
を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・
インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知り
になりたい方は、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス
制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

「インボイス制度」 ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。

（※） 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」 ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

請求書		△△商事(株)
⑥ 御〇〇様	①	登録番号 T012345...
11月分 131,200円		××年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
② 11/2	タオルセット	③ 2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
④ * 軽減税率対象		

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域
東京国税局 インボイス登録センター	〒262-8514 千葉市花見川区武石町1丁目520番地	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも
誰でも参加可能な

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。
また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時

説明会サイトに掲載（随時掲載）

※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。
➔ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm

定員

各回 100名
（先着順）

費用

無料
（通信費用は実費となります。）

説明会サイトへ



<インボイス制度>

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！



制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(*)が導入されます。

制度導入後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。



インボイス制度
特設サイト

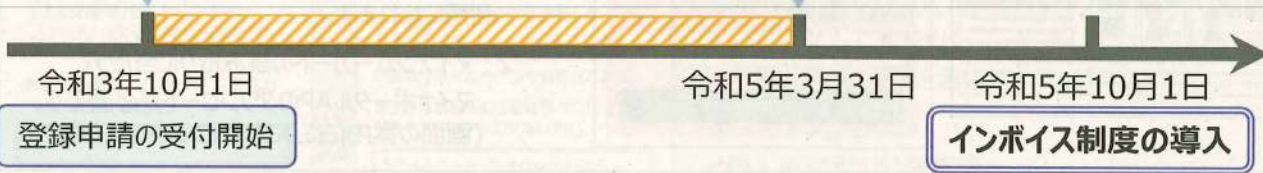


(*) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。

【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から
登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、
令和5年3月31日まで**に登録申請を行う必要があります。



e-Taxによる登録申請手続

<事前準備>



e-Taxの利用には、電子証明書（マイナンバーカードなど）が必要となりますので、事前に取得をお願いします（マイナンバーカード以外の電子証明書でe-Taxの利用が可能なものは、e-Taxホームページの「[電子証明書の取得](#)」をご覧ください。）。

マイナンバーカード
の取得申請



<登録申請手続>



電子証明書取得後に登録申請データの作成・送信を行います。
登録申請データの作成・送信は、国税庁が提供している以下のソフトウェアで行うことができます。

ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版)	e-Taxソフト(SP版)	e-Taxソフト
電子証明書		必要	
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式（画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ）		帳票形式（書面と同様）
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ ^(注)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

(注) 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)又はe-Taxソフトをご利用ください。



e-Taxソフト(WEB版)及びe-Taxソフト(SP版)の操作方法の詳細

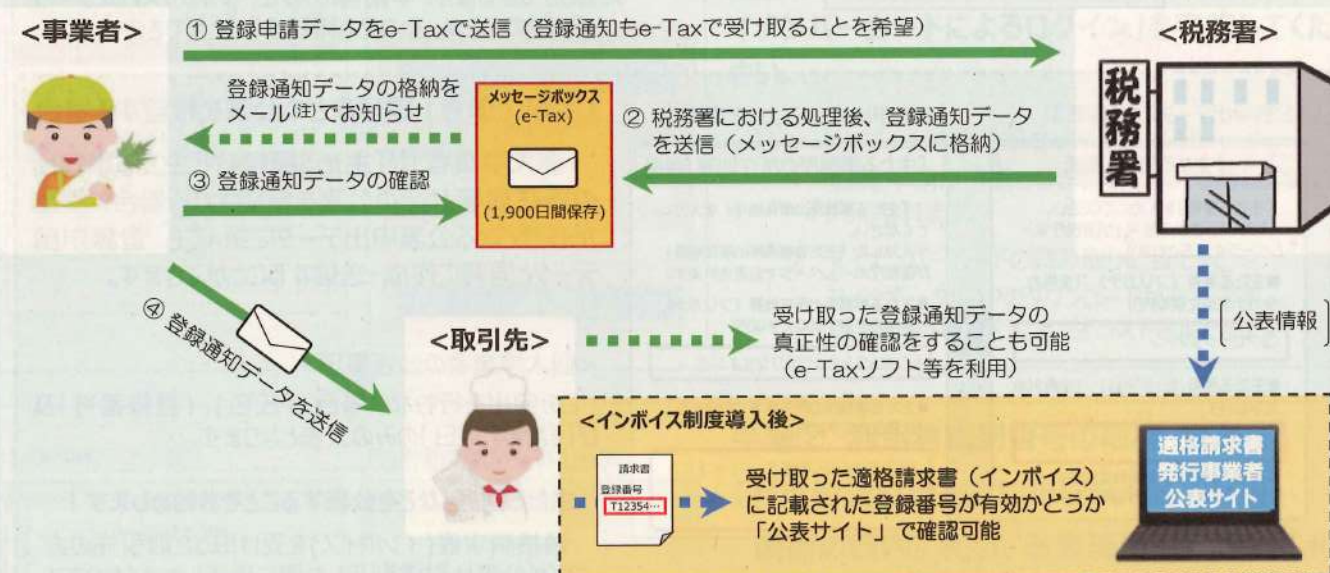
操作方法の詳細は、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」に掲載している以下のマニュアルをご覧ください。

インボイス制度
特設サイト



- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル \(e-Taxソフト\(WEB版\)ver.\)](#)
- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル \(e-Taxソフト\(SP版\)ver.\)](#)

登録申請手続は全てe-Taxで完結できます！！



(注) 事前にメールアドレスの登録を行った方にお知らせします。

お問い合わせについて

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

○ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

電話番号 0570-01-5901

(ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 9:00~17:00

(土日祝及び年末年始を除く。)

※1 ご利用の電話機によっては、上記ナビダイヤルにつながらない場合がありますので、その場合は、03-5638-5171をご利用ください。

※2 最新の情報は、e-Taxホームページの「[ヘルプデスクへのお問い合わせ](#)」をご確認ください。



<マイナポータルAPに関するお問い合わせ>

○ マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 0120-95-0178

(無料)

【受付時間】 (平日) 9:30~20:00

(土日祝) 9:30~17:30

〔年末年始を除く。〕

<インボイス制度に関する一般的なご質問などのお問い合わせ>

○ 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

電話番号 0120-205-553

(無料)

【受付時間】 9:00~17:00

(土日祝及び年末年始を除く。)

消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／

もう
始まっています！

多くの事業者の方が登録申請をされて
ます！

早めの登録を受けることで、取引先
へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度説明会
申込受付中！

インボイス制度が
始まったら
どう変わるの？

その疑問に
お答えします！

📢 オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！



📢 全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に
関する情報



📢 説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧
いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続
に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特
設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度
特設サイト



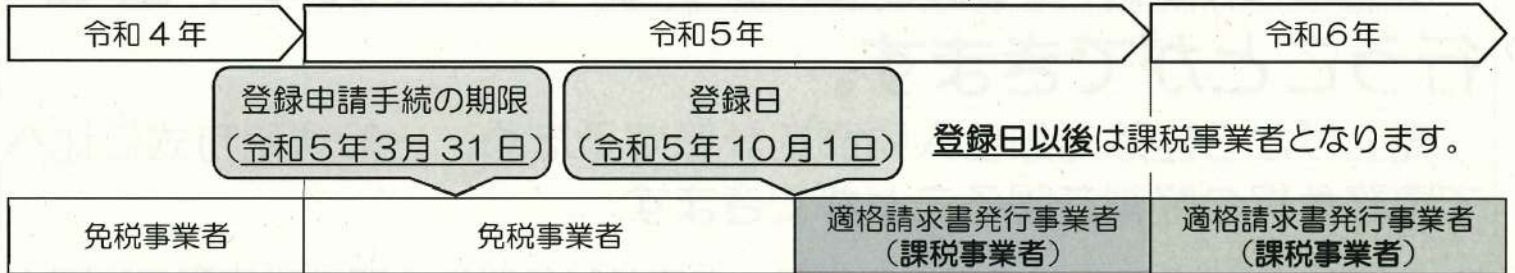
インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス 電話番号 0120 - 205 - 553 (無料)
コールセンター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

インボイスを交付するには「登録」手続きが必要です。

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を令和5年3月31日までに提出してください。

【例】免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から登録を受ける場合



併せて、「区分経理」ができるように準備が必要です。

申請をした事業者の方は、売上げや仕入れ（経費）を軽減税率8%及び標準税率10%に区分して記帳（「区分経理」）をする必要があります。

「区分経理」をしない場合と「区分経理」をする場合の帳簿等の記載例

<「区分経理」をしない場合>

請求書 △△商店(株)

(株)〇〇商事 御中 ××年12月1日

11月分 131,200円

日付	品名	金額(税込)
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	豚肉 ※	10,800円
11/1	タオル	2,200円
	...	
	合計	131,200円
	(8%対象)	43,200円
	(10%対象)	88,000円

※ 軽減税率対象

総勘定元帳(売上)			(税込経理)	
月	日	適用	税区分	金額
11	30	(株) 〇〇商事 魚など		131,200円

<「区分経理」をする場合>

請求書 △△商店(株)

(株)〇〇商事 御中 登録番号 T01234... ××年12月1日

11月分 131,200円

日付	品名	金額(税込)
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	豚肉 ※	10,800円
11/1	タオル	2,200円
	...	
	合計	131,200円
	うち消費税	11,200円
	8%対象	43,200円
	うち消費税	3,200円
	10%対象	88,000円
	うち消費税	8,000円

※ 軽減税率対象

総勘定元帳(売上)			(税込経理)	
月	日	適用	税区分	金額
11	30	(株) 〇〇商事 魚など ※	8%	43,200円
11	30	(株) 〇〇商事 タオルなど	10%	88,000円

※ 軽減税率対象

帳簿の記載事項は、①取引相手の氏名又は名称、②取引年月日、③取引の内容、④対価の額に加えて、軽減税率対象品目である旨を明らかにする必要があります。「※」や「☆」等の記載でも差し支えありません。

消費税の申告方式によって区分経理の対象科目が異なります。⇒ 詳しくは裏面へ。

消費税の申告方式によって区分経理の対象科目が異なります。

簡易課税

売上げに係る区分経理のみで消費税の申告を行うことができます。

売上げから控除対象仕入税額を計算するため、一般課税方式に比べて事務負担の軽減を図ることができます。

- ※ 「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
- ※ 多額に設備投資を行った場合などで一般課税により計算すれば還付となる場合であっても、還付を受けることはできません。
- ※ 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間継続した後でなければ、選択をやめることはできません。

一般課税

売上げだけでなく、仕入れに係る区分経理が消費税の申告には必要です。

- ※ 課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と適格請求書等の保存が必要です。
- ※ 保存がない場合、仕入れや経費に係る消費税分を控除することができません。

事業者の皆様が制度の理解を深めた上で、それぞれの実態に応じた対応や準備を進めていただく必要があります。

詳細については、国税庁ホームページをご確認ください。

消費税のあらし



タックスアンサー
「納付税額の計算のしかた」



国税庁動画チャンネル
消費税 インボイス制度特集



インボイス制度特設サイト

